

第23期 第32回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年2月27日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 3 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 2 月 2 7 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 3 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 1 7 名

農地利用最適化推進委員 5 名

事務局 局長

次長

係長

係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 113 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 7 件

議案第 114 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 4 件

議案第 115 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 2 件

第 3 報告第 85 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 3 件

報告第 86 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について 2 件

報告第 87 号 農地使用貸借解約通知について 1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第32回2月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号13番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第113号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第113号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	下三谷	○○ ○○
借受人	下三谷	○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
申請地	下三谷	田 外1筆
申請理由	(貸出人)	きくらげ栽培からの撤退及び事業継承
	(借受人)	法人設立による事業継承
権利の種類等		10年間の賃借権設定

2番

貸出人	下三谷	○○ ○○
-----	-----	-------

借受人	下三谷	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
申請地	下三谷	田 外1筆
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	生産規模拡大
権利の種類等	10年間の賃借権設定	
借受人の作付作物	きくらげ	
主な農機具の保有状況	農作業用自動車2台	
労働力	役員2名、雇用労働者6名	
周辺農業経営への影響	は、後ほど地元委員さんから報告させていただきます。	

また、今回は農地所有適格法人としての申請ですので、次の4つの要件を満たす必要があります。

1. 法人形態要件 非公開の株式会社ですので要件を満たしています。
2. 事業要件 きくらげの生産・乾燥・調整が年間売上高の100%を占める事業計画なので要件を満たしています。
3. 議決権要件 法人の農業に常時従事する役員が100%所有していますので要件を満たしています。
4. 役員要件 代表取締役が農業へ年間150日従事見込みで、取締役が年間を通じて260日間農作業に従事する見込みなので要件を満たしています。

以上の農地所有適格法人の要件を満たしているうえで、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第2号から第5号までは提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。その他の事項は、この後法人の代表者の方の説明と法人さんから提出されている資料を参考に審議していただければと思います。

以上です。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

番号1については、〇〇さんは〇〇さんと二人で農業をやっていましたが、手が回らないということで、法人に作ってもらっていました。周辺の農家ともトラブルもなく、順調に作業を行っています。番号2の〇〇さんは、今回立ち上がりました生産法人に貸したいということで、双方で合意ができましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等について発表をお願いします。

〇〇株式会社 担当

会社の説明をさせていただきます。当法人は、すでに〇〇に存在しています、〇〇株式会社が新しく設立した農業をするための法人となります。

賃貸借した農地では、一般的なビニールハウスを作り、きくらげとシイタケの菌床栽培をすることになっていまして、メインはきくらげの栽培となります。

きくらげという作物は、日本国内の流通では中国から輸入した乾燥品になり、輸入実績としては1,500トンが輸入されていまして、国産品は80トンの流通しかなく国内のシェアの5%になります。

〇〇はもともと乾物食品の製造メーカーです。お客様の要望もあり、2015年から栽培のテストを続けていました。2017年6月から本格的な栽培を始めて販売先の拡大を進めていました。この度、栽培方法と販売先の確保に目途が立ちましたので、企業としても農業法人を設立し事業の拡大を進めることとなりました。国産品のきくらげを伊予市で栽培し、ブランド化できればと思っています。農地の賃貸借契約もできていまして、農地に新しくビニールハウスを作るスケジュールもできていますので、申請に対して許可をいただければと思っています。よろしくをお願いします。

議長

従業員さんが6名、役員さんは2名と聞いていますが、今後加工品として出す計画と

いわれたのですが、おそらく乾燥販売となると思われていますが、施設等の現状はどうですか。

〇〇株式会社 担当

加工場として近くの土地を活用できないか検討中です。

議長

現状はそのままでの販売ということですね。

〇〇委員

菌床のブロック栽培ですが、一番に問題になるのが、菌床ブロックの価格になると思いますが、そこはどうお考えですか。

〇〇株式会社 担当

菌床ブロックを購入して、その状態できくらげを栽培して、収穫して、乾燥しても採算が合うと判断しましたので、事業として考えています。のちのちは菌床ブロックを自社で作ろうと考えています。

〇〇委員

特許権があると思いますが。

〇〇株式会社 担当

特許権はありません。きくらげ種菌を購入してブロックを作ることになります。種菌は種苗法による登録になります。

〇〇推進委員

パイプハウスで菌床をするということですが、パイプハウスで大丈夫ですか。将来的に農業用の既存ハウスは採算が悪いので貸し出したい意向がある方がでてきたときに引き受けていただけるのですか。

〇〇株式会社 担当

ビニールハウス内に強固な棚を作って、そこに菌床を並べるので大丈夫です。ハウスをお持ちの方に栽培方法を教えて、出来上がったものを買い取ることも考えています。

〇〇委員

この場所は水はけの悪い田になるので、近年の豪雨等での排水関係はどうお考えか。

〇〇株式会社 担当

隣の土地に対してビニールハウスから1.5mの間隔は空けていますが、周りの農地に影響があってもいけませんので、その時には何かしらの対処をしなければならないと思っています。

〇〇委員

菌床の処分はどのようにお考えか。

〇〇株式会社 担当

今のところは、引き取ってもらい、それをたい肥化するところがありますので、それを自社でトラックにつんで、無償で渡しています。

議長

将来的には、乾燥加工して販売する計画ですが、目標としてはどれぐらいを予定しているのか、そのための乾燥施設はどのようにお考えか。

〇〇株式会社 担当

乾燥施設は〇〇にありますので、現在の作っているハウス8棟分を乾燥しています。ハウス13棟までは今の乾燥施設で対応できます。今後増やしていく場合は新たな加工場が必要になります。

〇〇委員

施設を見学させてくださいという場合には、どうなりますか。

〇〇株式会社 担当

〇〇の〇〇までご連絡いただければ対応いたします。こちらとしても大歓迎ですので、よろしくお願いします。

〇〇委員

排水の関係に気を付けていただいて、最悪の場合はポンプアップ等の急場しのぎの対応をお願いします。近隣の農地に迷惑がかからないようお願いいたします。

〇〇株式会社 担当

1年、2年ではなく、これからずっとやっていきたいと思っていますので、是非よろ

しくをお願いします。

議長

〇〇委員からもありましたように、周辺の農地に影響がでた場合は早急に対応することを念頭にいれて取り組んでいただくことをお願いします。

<新規就農者退室>

議長

番号1、2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3、4につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(貸出人)	農作業困難	
	(借受人)	経営規模拡大	
権利の種類	3年間の賃借権設定		

4番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	田	外1筆
申請理由	(譲渡人)	生前贈与	
	(譲受人)	生前贈与	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の作付作物	米・野菜
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業用自動車
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号3、4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇を機会に地元に戻ってきて、奥さんと一緒に農業を営んでいます。今回隣接地の〇〇さんとの話がまとまり申請に至ったものであります。続いて4番になりますが、〇〇さんの元気な間に息子さんに生前贈与をして円満な相続を行うためです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号3、4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3、4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3、4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

5番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	弟の相続地を引受	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の作付作物	野菜・いちじく・マルベリー・ぶどう
主な農機具の保有状況	耕運機・農作業用自動車
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人は、譲受人の〇〇さんで、相続で譲り受けた農地を〇〇さんに管理してもらうということです。よろしくをお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜・みかん		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動		

車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんと〇〇さんは〇〇です。以前に相続をしてそれぞれで所有権を持っていましたが、実質的には〇〇さんが作っていました。整理のために贈与したいとのことです。よろしくをお願いします。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

7番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	高齢により規模縮小	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	キウイ・栗・大豆・大根		

主な農機具の保有状況 トラクター・田植機・農作業用自動車
労働力 常時4人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは高齢のため管理ができないと聞いています。〇〇さんに管理をしてもらえないかと話がありまして、〇〇さんが譲り受けて管理をしていく話がまとまりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

8番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農業経営の効率化	
	(譲受人)	農業経営の効率化	
権利の種類	贈与による	所有権移転	
譲受人の作付作物	水稻	花卉	
主な農機具の保有状況	トラクター	・田植機	・コンバイン
			・ボブキャット

労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

農家住宅を建てるために整理をしようということで、隣接する農地を交換するという
ことで、話がまとまったようです。以上です。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号9につきまして事務局の説明をお願いします。

9番

譲渡人	本郡	〇〇	〇〇
譲受人	三秋	〇〇	〇〇
申請地	本郡	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	愛媛果試	28号	
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時	2人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんは、〇〇と〇〇をされていましたが、今年の春早々に〇〇がお亡くなりになりまして、今後は〇〇をやっていくつもりはないということで、その後、話がまとまったということです。購入者の〇〇さんはまだまだ若いし、農業経験もありますし、これから頑張る農業をやってくれると思いますので審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号10につきまして事務局の説明をお願いします。

10番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	畑	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	愛媛果試28号	・甘平	・キウイ
		・不知火	・レモン
主な農機具の保有状況	農作業用自動車	・動噴	・運搬機
労働力	常時	4人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇がお亡くなりになり耕作を続けることが困難になり、引き受け手を探していたところ、〇〇さんとの話がまとまりました。ご審議の程よろしく願います。

議長

番号10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、4ページをお開きください。

■議案第114号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第114号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	三秋	有限会社	〇〇
申請地	三秋	田	外1筆
転用目的	駐車場及び作業場、資材置場（既存敷地の拡張）		

権利の種類等 所有権移転

申請人である法人は、平成〇〇年から伊予市三秋で〇〇等の工事業を営んでいます。近年、受注増加や従業員の増加等で作業場や駐車場等が足りておらず、業務に支障をきたしており、作業効率を上げるため作業場や資材置場等の確保が急務になっています。そのため現在の作業場である三秋の周辺で土地を選定した結果、申請地を選定し、所有者との話がまとまり、転用申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落の〇〇の北側付近に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲受人の〇〇さんは〇〇の加工が流行っているということで、増築、敷地拡張になります。申請地は現在作物を作っていますが何も問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

貸渡人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇

申請地 上三谷 田
転用目的 農家住宅の宅地拡張
権利の種類等 使用貸借権

申請人は、〇〇年〇〇月に貸渡人である父の土地に農家住宅を建築しましたが、実際に居住してみると駐車場が足りない状態と、庭木を植えるスペースがなく、関係法令の認識不足のため隣にある当該農地に駐車場設置と庭木の植栽を行いました。今回農業委員会による指導により関係法令に違反していることを認識し、是正による転用申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

周辺は家が建っていて、隣は道路になっていますので、転用に支障はないと思います。現状の雑種地にするということです。よろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
	双海町上灘	〇〇	〇〇
	双海町上灘	〇〇	〇〇

	双海町上灘	〇〇 〇〇
	双海町上灘	〇〇 〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇工事
		〇〇JV 工事事務所
		所長 〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	畑 外5筆
転用目的	仮設工事用架橋（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

申請人である法人は、〇〇株式会社から工事用仮設架橋の工事を受注し、〇〇年〇〇月〇〇日までの工期で工事を行っています。〇〇工事に伴い、〇〇を作るにあたり、その横に〇〇とは別に同じ高さの作業道橋の設置が必要になり今回一時転用ということで農地の一部を借受ける話がまとまり、転用申請に至ったものであります。すべての工事が終わり、〇〇工事が完了すると橋は撤去され、農地へ復元される予定です。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落付近を通る〇〇の西側に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇の橋をかけるにあたっての山の勾配もあり、進入路が必要ということで申請したということです。よろしく申し上げます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

貸渡人	砥部町	〇〇 〇〇
借受人	米湊	〇〇株式会社
申請地	三秋	畑 外1筆
転用目的	工事用仮設栈橋（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

譲受人は〇〇株式会社から〇〇工事に伴う橋梁の下部工事を請け負いました。橋梁下部における橋台を建設する場所は隣接する道路が狭く、そのままでは作業ができないため現場進入・作業用に仮設の栈橋を設置する必要性があり、今回の一時転用申請に至ったものであります。転用期間は許可後2年間を予定し、工事終了後は速やかに農地へ原状回復するとのことです。

申請地は、〇〇集落の東側山間部付近と〇〇西側の間に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

橋の橋脚部分の工事をするというので、2年間で転用申請があがっています。問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第 1 1 5 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第 1 1 5 号伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1 番

申出人	東京都	〇〇株式会社
土地所有者	松山市	〇〇 〇〇
申出地	中山町出渕	畑
転用目的	無線基地局	

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある中山町の〇〇地区は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第 32 条第 16 号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件、

- 第 1 号要件 代替地が無い。
- 第 2 号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第 3 号要件 担い手への影響も無い。
- 第 4 号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第 5 号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号 1 につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

現地を確認しましたが、市道沿いに無線基地局を建築するというので、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

申出人	宮下	〇〇	〇〇
	宮下	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
	宮下	〇〇	〇〇
申出地	宮下	田	外1筆
転用目的	農家住宅		
権利の種類	所有権移転権、使用貸借権		

申出人は、〇〇であり、妻の父である〇〇さん宅で同居し暮らしておりますが、子供の成長及び出産の可能性等により、現住居では手狭となり日常生活に支障をきたしています。また、妻の父が営む農業を夫婦で後継するには農家住宅の建築が必要であり、父から農地を借受けて建築する予定ですが、父所有の農地だけで建設予定地に建築するためには道路との接道のために大規模な造成が必要になり周辺の農地に影響がでる可能性があり、隣の〇〇さんの農地を譲り受けて一体利用地として農家住宅を建てることにより周辺の農地に影響がなく道路に接道できるため所有権移転と併せて、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断から当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりです。〇〇さんの子供が農家住宅を建てるということです。入り口の農地を〇〇さんから交換することで出入りができるということです。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■報告第85号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第85号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
譲受人	下吾川	株式会社〇〇
届出地	下吾川	畑
転用目的	露天駐車場	
権利の種類等	所有権移転	

2番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
譲受人	下吾川	株式会社〇〇
届出地	下吾川	畑
転用目的	露天駐車場	
権利の種類等	所有権移転	

3番

譲渡人	米湊	〇〇 〇〇
譲受人	米湊	株式会社〇〇
届出地	米湊	田
転用目的	分譲宅地	
権利の種類等	所有権移転	

以上です。

議長

報告第85号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第86号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第86号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇 〇〇
-----	-----	-------

借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法 3 条	賃借権設定	

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	外 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

議長

報告第 8 6 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして 9 ページをお開きください。

■報告第 8 7 号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第 8 7 号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法 3 条	使用貸借権設定	

以上です。

議長

報告第87号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・伊予市農業委員会委員視察研修について
- ・利用意向調査結果の情報提供について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年3月31日(火曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第32回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第32回2月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時50分 閉会)